

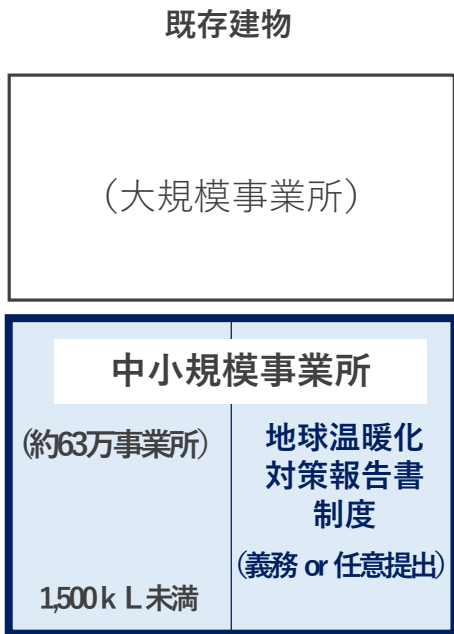
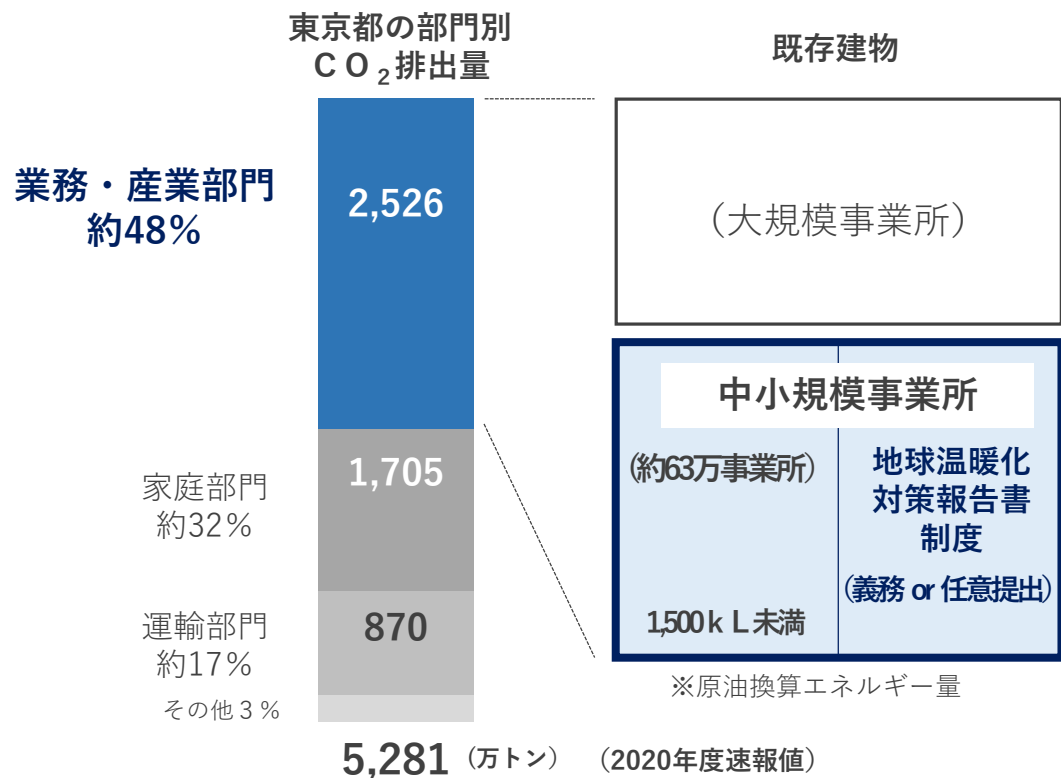
地球温暖化対策報告書制度の概要と制度強化について (中小規模事業所)

東京都キャップ&トレード制度
第1回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」
令和4年9月22日(木曜日) 16:00~19:00
オンライン会議

1. 地球温暖化対策報告書制度の概要

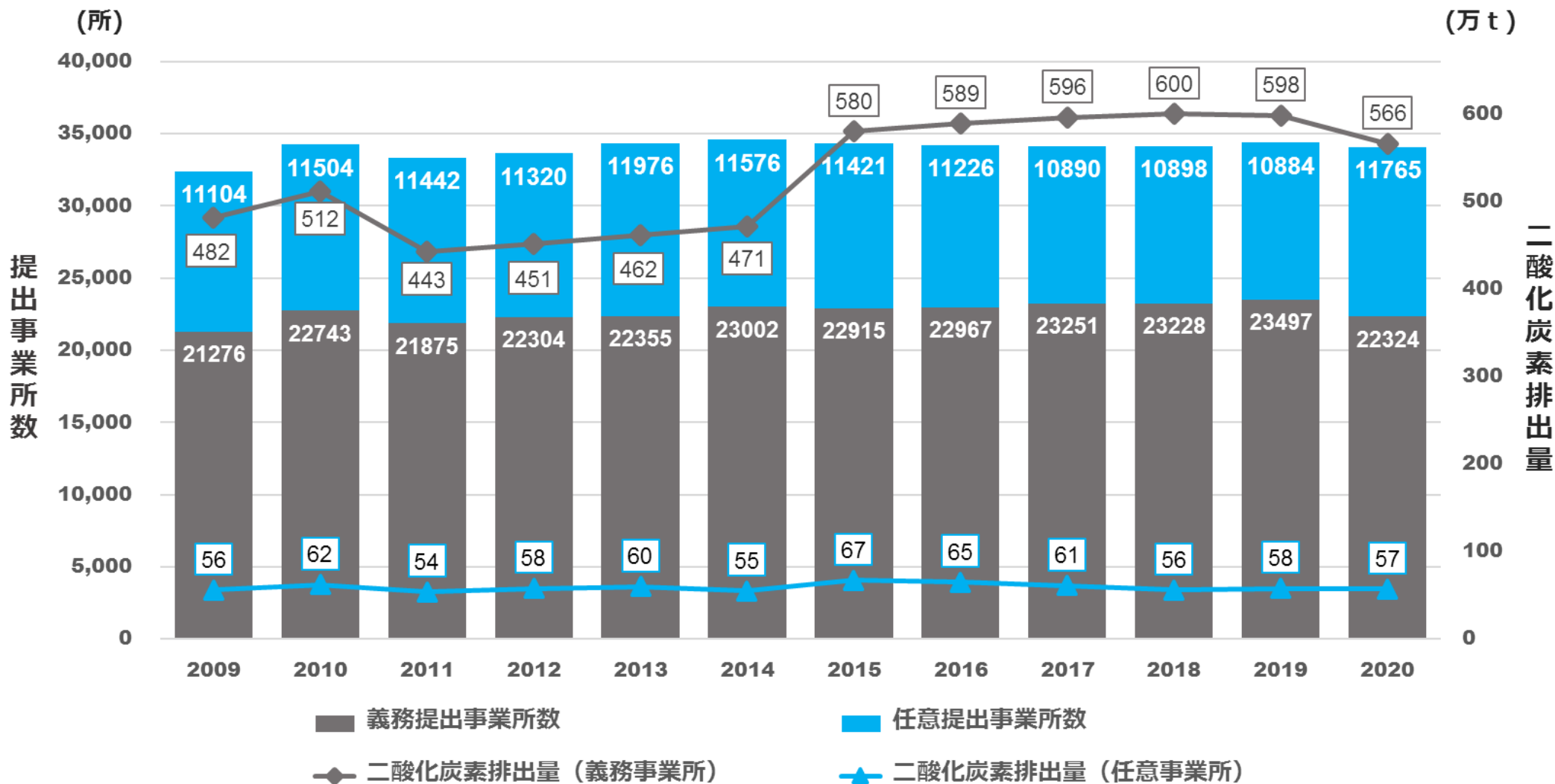
中小規模事業所に対する制度の概要

- 複数の中小規模事業所を所有・使用して一定以上のエネルギーを使用する企業を対象に、毎年のエネルギー使用量等の報告を義務付けしている制度
- 取組の優れた企業の公表や、再エネ設備設置及び再エネ電力利用状況の報告義務あり



制度開始年度	・ 2010年度
対象事業所	・ 年間のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kL未満の 中小規模事業所 ※中小規模事業所の目安 延床面積：3万㎡未満、年間光熱費：1億円未満
報告義務等	・ 複数の中小規模事業所を合算して、 原油換算エネルギー使用量3,000kl以上となる事業者 は前年度のCO ₂ 排出量、温暖化対策実施状況などについて 報告書の提出義務 ・ 義務提出：約270者、約2.2万事業所 【事業者】 7割が株式会社、2割が行政機関 【事業所】 6割がテナント ※任意提出：1,600者、約1.2万事業所

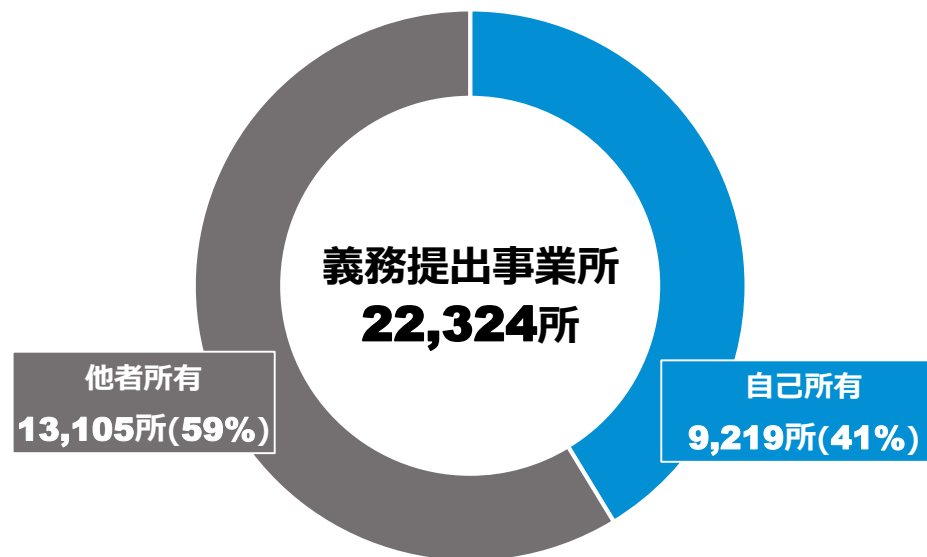
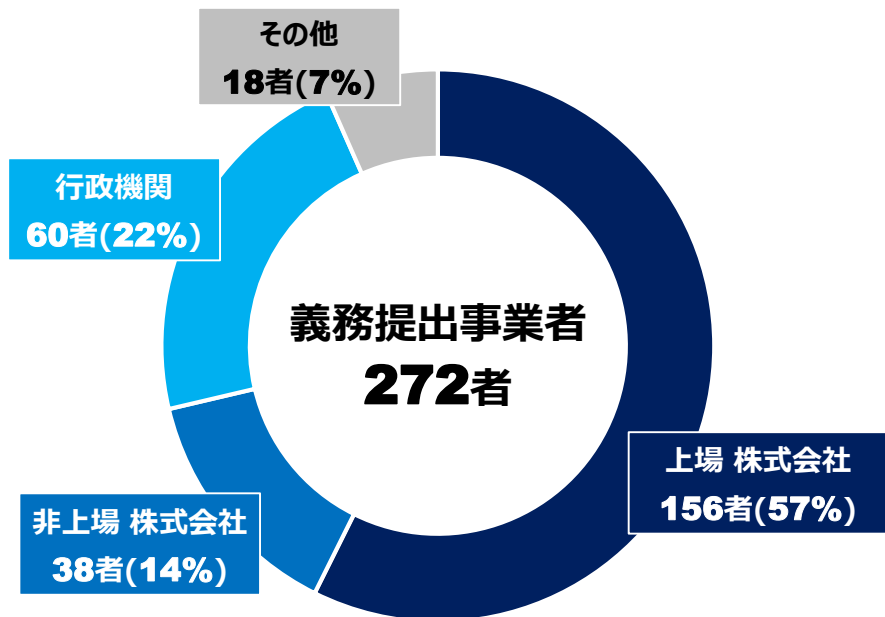
提出事業所数とCO₂排出量の推移



3. 地球温暖化対策報告書制度の義務提出者等

義務提出の事業者と事業所の概要

- 義務提出事業者の約7割が株式会社（うち57%が上場株式会社）、約2割が行政機関



2020年度実績

事業者の内訳（上場 株式会社）

プライム市場	139者
スタンダード市場	12者
上場REIT（不動産投資信託）	4者
その他	1者

※持株会社・完全親会社が上場している場合を含む。

主な業種区分（他者所有）

物販店（コンビニ）	5,971所
物販店（生鮮食品等）	1,368所
飲食店（食堂・レストラン）	1,224所
オフィス	975所

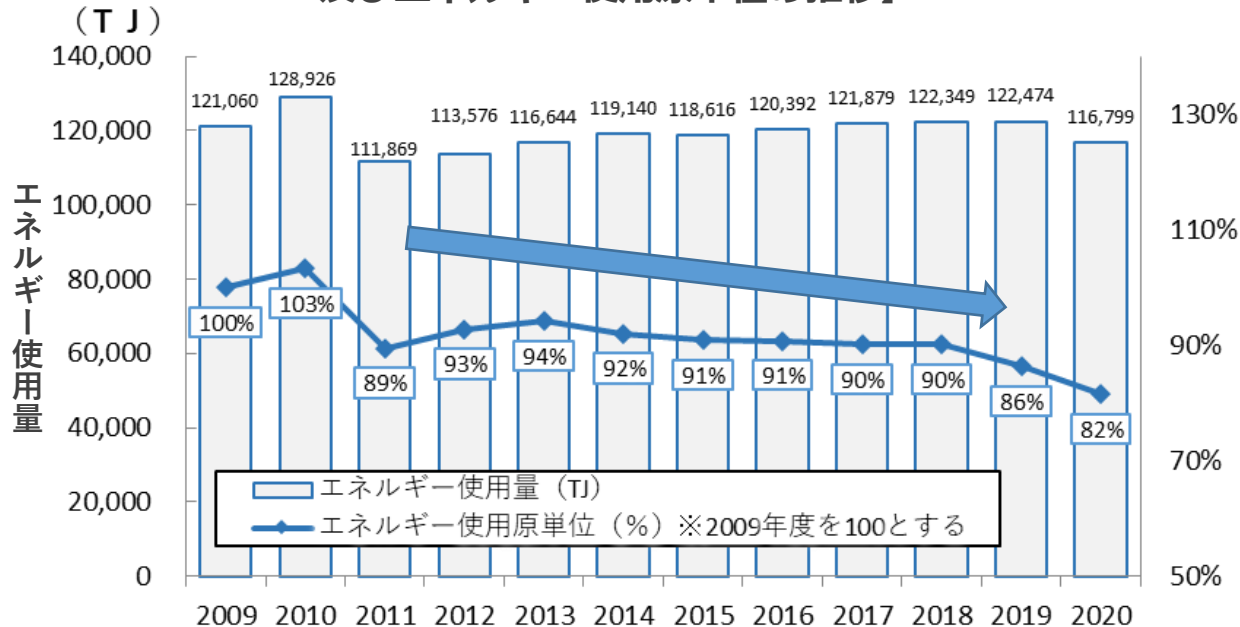
主な業種区分（自己所有）

オフィス	2,633所
学校・教育施設	1,591所
商業系複合ビル	916所

義務提出事業者の実績と中小規模事業所を取り巻く最近の動向

- 義務提出の事業所数及び延床面積は増加している一方、省エネ効果等により、対象事業所の延床面積当たりのエネルギー消費量は減少※全体のエネルギー使用量は横ばい
- 本制度の対象事業所は全事業所の約4%であるが、中小規模事業所全体排出量の約2割を占めている。ゼロエミッション化に向け、企業を取り巻く動向を踏まえつつ、中小規模事業所における更なる省エネ・再エネ利用の拡大等の一層の促進が必要

【義務提出者におけるエネルギー使用量及びエネルギー使用原単位の推移】



【中小規模事業所を取り巻く最近の動向】

- グローバルな観点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加や、気候変動対策に関する情報開示を進める動きが拡大
- サプライチェーンの観点から、取引先企業から脱炭素行動を求められる動きが広がっている
- 加えて、中小規模事業所における脱炭素への対応が、経営に影響を及ぼす状況も生まれている
- こうした動きを背景に、中小規模事業所でも再エネ電気の調達を求める動きが強まっている

中小規模事業所を取り巻く環境変化に対応する事業者等の取組を後押しし、2050年に向けた中小規模事業所のゼロエミ化への動きを促進

5. 地球温暖化対策報告書制度の強化（方向性）

- ゼロエミッション化に向け、省エネ・再エネに関する達成水準の提示や、再エネ利用を希望する事業所を後押しする仕組みを検討するなど、更なる省エネの深掘りや再エネ利用拡大に向け、**現行制度を強化**

「地球温暖化対策報告書制度」強化の方向性

- **目標となる達成水準の提示と報告書による達成状況の報告**

現在の報告書では、目標設定は事業者・事業所ともに任意の項目で、対象も1年分のみ

東京都：2030年に向けて省エネ・再エネに関する事業所及び事業者としての目標となる達成水準を提示
事業者：東京都が示した水準の達成に向けて推進計画を策定し、達成状況について毎年、報告・公表

- **再エネ利用に関する報告書の拡充**

現在の報告書では、再エネ利用に関する具体的な項目がない

再エネ利用に関する報告項目と公表内容を拡充

- ✓ 再エネ導入に意欲的な事業者を適正に評価できるよう制度強化
- ✓ 情報開示等を推進する事業者等を後押しするとともに、更なる再エネ利用拡大のインセンティブとする

- **積極的な取組を後押しするインセンティブ策**

東京都と事業者による公表内容等を拡充

- ✓ 事業者が、脱炭素への取組状況をサプライチェーンや金融機関等が把握しやすく公表することで事業者の企業評価の向上につなげる
- ✓ 東京都が、報告書をもとに脱炭素の取組・進捗状況等を第三者に公表するオープンデータ化等を実施
 * 経営や事業運営等に影響を及ぼすため非公表を特に希望する事業者に対しては一定の配慮を行う。

都が設定する2030年に向けた省エネ・再エネの達成水準

- 都は、2030年に向けて省エネ・再エネに関する事業所及び事業者としての目標となる達成水準を提示
- 事業者は省エネ・再エネの各々で達成水準を選択し、その達成に向けて自ら推進計画を策定し、達成状況について毎年度、報告

○都が設定する省エネ（エネルギーの効率的利用）の達成水準

事業者の取組

都内全事業所のエネルギー消費量総量等が一定割合以上削減

- 事業者の都内全体での取組を促し、社会経済的評価の向上に繋げる
- 水準達成の判断においては、他の先進的取組の実施状況を勘案
- ※先進的取組：2030年における中小規模事業所のあるべき姿を目指した取組

OR
事業者が
選択

事業所の取組

全ての事業所のエネルギー消費原単位が一定水準以上

- 全ての事業所のエネルギー効率を一定以上に底上げ
（指標とするエネルギー消費原単位については、現在の低炭素BMの設定区分を踏まえ、新たに作成・活用）
- 水準達成の判断においては、他の先進的取組の実施状況を勘案

○都が設定する再エネ（再エネ電力の利用）の達成水準

事業者の取組

都内等全事業所の利用電力のうち再エネ電力が一定割合以上

- 都内事業所全体での取組状況の評価を基本としつつ、国内全体での取組を評価の視点に加えることを検討（RE100等への対応として証書の利用等の取組を事業者として推進する事例への配慮等）
- 水準達成の判断においては、他の先進的取組の実施状況を勘案

OR
事業者が
選択

事業所の取組

再エネ電力100%事業所が一定割合以上

- 2050年を見据え、再エネの取組に先駆的な事業所を評価するため再エネ率100%電気の利用を促進する
（再エネ100%電気を調達する事業所は、事業者が選択）
- 水準達成の判断においては、他の先進的取組の実施状況を勘案

※C&Tをはじめとする都の制度強化の方向性も踏まえ、中小規模事業所対策を検討

7. 地球温暖化対策報告書制度の強化（公表）

効果的な制度データの公表・活用等

- 事業者の取組状況を、サプライチェーンや金融機関等が把握しやすいよう公表することで、事業者の企業評価の向上につなげる
- 都内の中小規模事業所における取組状況を第三者が分かりやすく把握できるように公表方法を検討

事業者による公表

- 都が設定した水準に向けた計画や進捗状況
- 再エネ利用に係る取組状況
- 床面積あたりのエネルギー消費量 等



東京都による公表

- 事業者の水準達成に向けた進捗状況（CO₂排出量データ等を含む）
- 第三者に分かりやすく公表するオープンデータ化



情報開示の動向等を踏まえ、新制度における公表項目について検討